

公 告

契約担当官
陸上自衛隊武器学校
会計課長 鳥倉 文雄



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
4KU91FR00740		4KU21AC0082 0001				36		
品名 または 件名								
1 3 0 号建物等消防設備整備及び補修								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
武校								
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
				令和7年3月31日（月）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

武器学校総務部会計課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和6年11月14日 (木) 16時00分 武器学校 入札室 (本部庁舎 1 F)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条の規定に該当しないものであること。尚未成年者、被保佐

人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、該当者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない理由を、該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の (ア) 又は (イ) に該当する二者の場合。ただし、(ア) については子会社 (会社法 (平成17年法律第86号) 第2条第3号及び会社法施工規則 (平成18年法務省令第12条) 第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)

又は、(イ) について子会社の一方が会社更生法 (昭和27年法律第172号) 第2条第7項に規定する更正会社 (以下「更正会社」という。)

又は民事再生法 (平成11年法律第225号) 第2条第4号に規定する再生手続 (以下「再生手続」という。)

が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社 (会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。) と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については更正会社又は再生手続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号においても同じ。）が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (7) 防衛省として、原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。（但し、市場価格方式による場合は除く。）

8 入札の方法

- (1) 競争は消費税抜き価格相当額で行うので、入札書には見積もりした金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。

- (2) 郵便入札は「可」とする。

作成した入札書を小封筒に入れ、小封筒表に会社名、入札日、件名及び「入札書在中」と朱書きにより明記して封印したものと、資格審査結果通知書の写しを外封筒に入れ、外封筒にも、入札日、件名を記載し、郵便書留等にて入札日の前日15時00分までに本官の手元に届いたものに限り有効とする。

- (3) 1回目の入札において郵便入札があり、落札しない場合の再度入札は、官側が指定する日時において実施するものとする。

9 落札決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

- (2) 契約金額は落札者の入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とする。尚、その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

10 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

11 入札の無効

- (1) 第2項の参加資格のない者のした入札又は、入札条件に違反した入札

- (2) 「入札及び契約心得」第3章第6項に規定する暴力団排除の推進に関する誓約をしない場合、又は誓約に反する事態が生じた場合

- (3) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札

- (4) 代理人で入札する場合、委任状が未提出の入札

12 契約書等の作成

- (1) 落札業者は落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書に示す契約書等を作成するものとする。

- (2) 本契約については、駐屯地用標準契約書役務請負契約条項を適用する。

- (3) 特約条項は、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

13 その他

- (1) 入札及び契約心得について承諾のうえ参加するものとする。

- (2) 入札前に必ず令和4・5・6年度「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写）」を提出又は、FAXにて送付するものとする。

- (3) 入札において代理人が入札する場合は、委任状を提出するものとする。

- (4) 新型コロナウイルス感染対策には十分配慮しているが、対策に万全を期するため郵便入札のさらなる推進及び入札室への入室開始を入札の10分前からとする。なお入札当日、風邪等症状のある方の入札への参加をご遠慮いただく場合があるので、承知されたい。

- (5) 市場価格調査の提出期限 令和6年11月13日（水）12時00分

14 問い合わせ先

入札に関する事項

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿121-1

陸上自衛隊 武器学校 総務部 会計課（担当：鳥 倉 内線270）

電話：029-887-1171

FAX：029-887-1332

e-mail：fin-admin-ordsh@inet.gsdf.mod.go.jp

（共用メールのためお急ぎの際は、電話連絡してください。）

仕様書に関する問い合わせ

陸上自衛隊 武器学校 総務部 管理課 営繕班（担当：箱 崎 内線254）

調達要求番号：4KU21AC0082

陸上自衛隊武器学校仕様書			
物品番号		仕様書番号	36
130号建物等消防設備整備及び補修		作成	6.9.26
		変更	
		作成部隊等	武器学校総務部管理課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊武器学校において実施する130号建物等消防設備整備及び補修について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

- 個別仕様書の規定に基づき、130号建物等消防設備整備及び補修を行い、該当設備を正常な状態に回復させる。
- この仕様書等に規定していない事項は、商慣習による。
- 仕様書等に記載なき事項及び疑義が生じた場合、官側に申し出てその指示に従う。ただし、記載なき事項といえども、作業上当然実施を要する内容であれば受注者の責任において良心的且つ入念に実施する。
- 整備及び補修の際、官側の施設に対して支障を及ぼさないよう適切な養生を行う。なお、不注意により支障を及ぼした際には官側と調整の上、受注者の負担により速やかに原形に復旧する。
- 作業は、次に示す時間を遵守するも工程管理上、時間外になる場合には、官側の許可を得る。
 - 平日の0815～1700で実施する。
 - 作業当日において1700以降に作業を必要とする場合、当日の1200までに官側の許可を得る。
 - 工程表に記載がない土日祝日等の作業は、直近の平日0900までに官側の許可を得る。
 - 0815以前の作業は、前日の0900までに官側の許可を得る。
 - 作業上、火気を使用する場合、事前に官側の許可を得る。
 - 作業に必要な電気・水等は、原則受注者側で準備すること。駐屯地の電気・水を使用する際は、使用した数値が分かるようにした上で、使用料金を官側に支払う。

2.2 整備及び補修内容

建物名	内容	規格	数量
158号建物 (4頁)	フローメーター及び制御盤の交換	既設フローメーター FA2-40×1台	1式
162号建物 (5頁)	フローメーター及び制御盤の交換	既設フローメーター FA2-40×1台	
154号建物 (6頁)	操作基盤及び火報・防排煙切替地区基板 の交換	既設P型1級受信機 AC100V×1台	
130号建物 (7頁)	警衛所移報整備		

2.3 実施場所

実施場所は陸上自衛隊武器学校とし、細部は3頁の案内図及び4～7頁の配置図による。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官が定める監督・検査実施要領による。

4 その他指示

4.1 提出書類

提出書類は表1による。

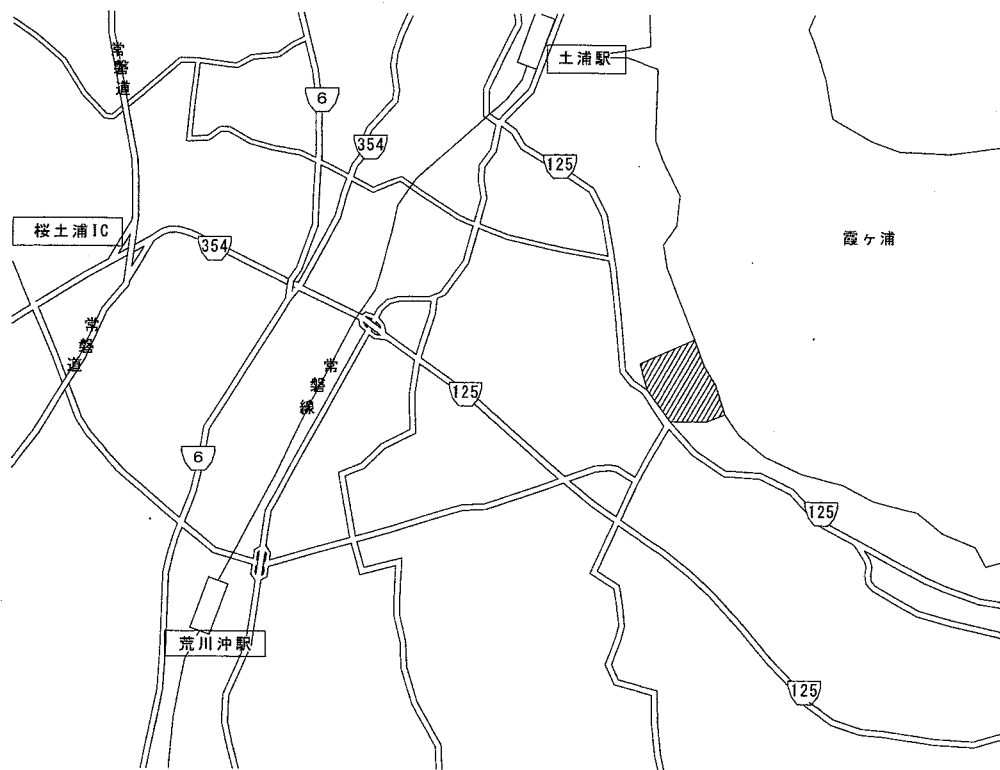
表1－提出書類一覧

番号	提出書類名称	形態	提出部数	提出時期
1	現場代理人指名通知	紙	1部	契約後速やかに
2	工程表	紙	1部	契約後速やかに
3	役務打合せ簿	紙	必要の都度1部	打合せ後速やかに
4	着手届	紙	1部	役務着手日
5	完了届	紙	1部	役務完了日
6	材料検査簿	紙	1部	役務着手日
7	作業写真（A4タテに3枚を基準）	紙	2部	完了検査日
8	その他官側が指示するもの	紙	1部	官側の指示による

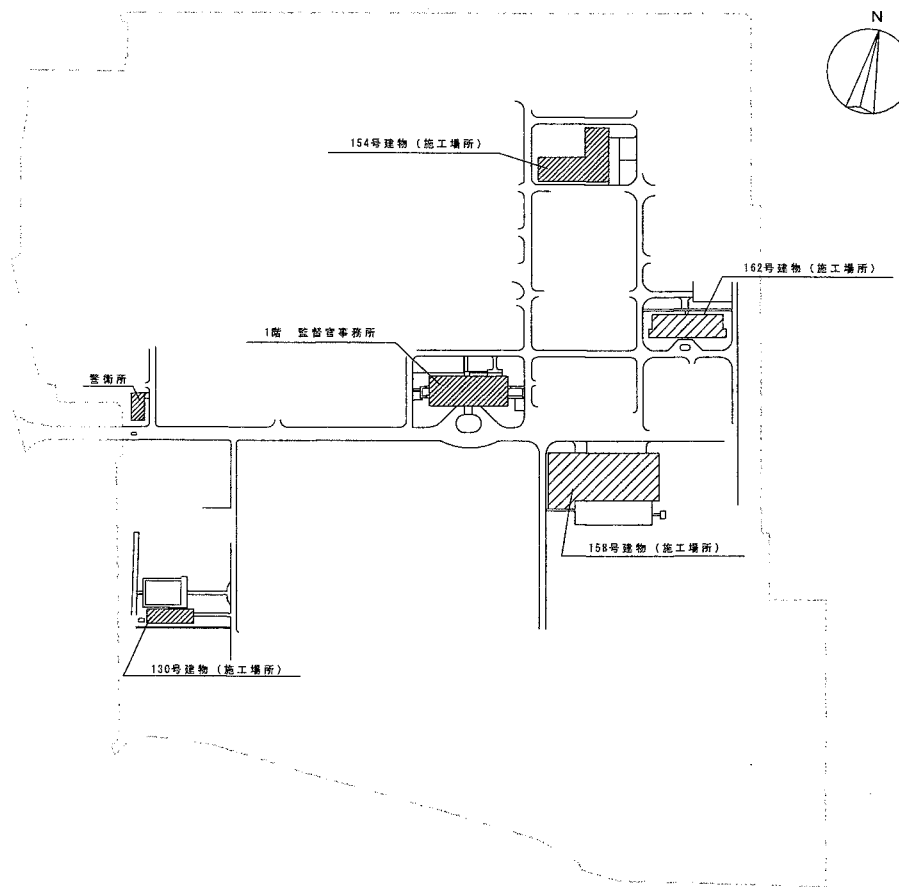
4.2 作業写真

契約相手方は、監督官の指示に従い、以下の作業等について撮影及び記録し、作業順に写真帳（A4版）に整理したものを提出する。

- a) 作業前・作業後、主要な作業状況及び作業後に隠ぺいとなる部分
- b) 搬入材料（搬入の都度、全数量及び規格が分かるように撮影する。）



案内図 S=1:X



配置図 S=1:X

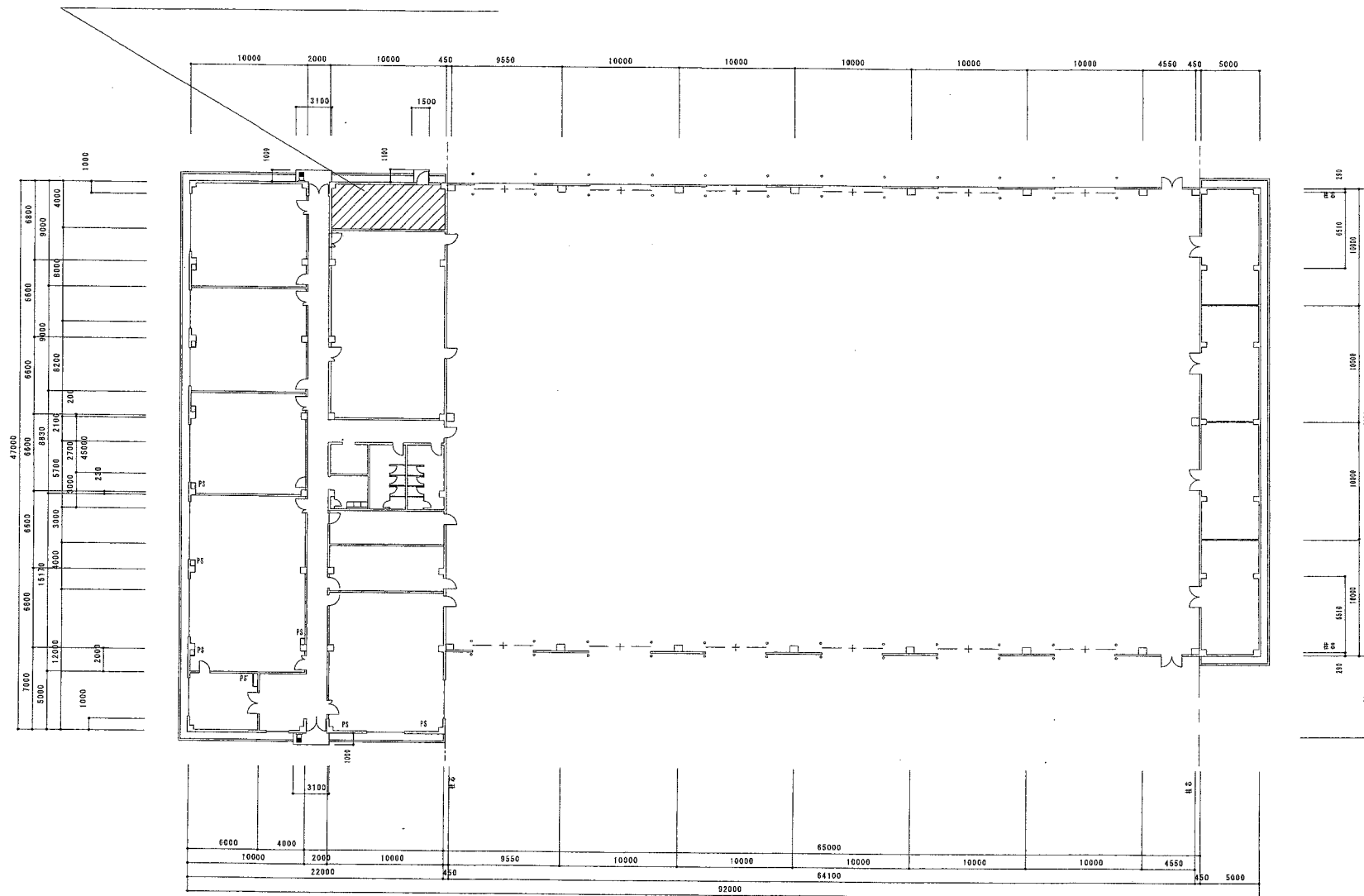
フローメーター FA2-40×1式 (補修箇所)

フローメーター及び制御盤の交換

使用材料 (同等品以上でも可)

・フローメーター FA2-40×1台

・制御盤 フローメーター用



158号建物 1 階平面図 1 : 600

フローメーター FA2-40×1式 (補修箇所)

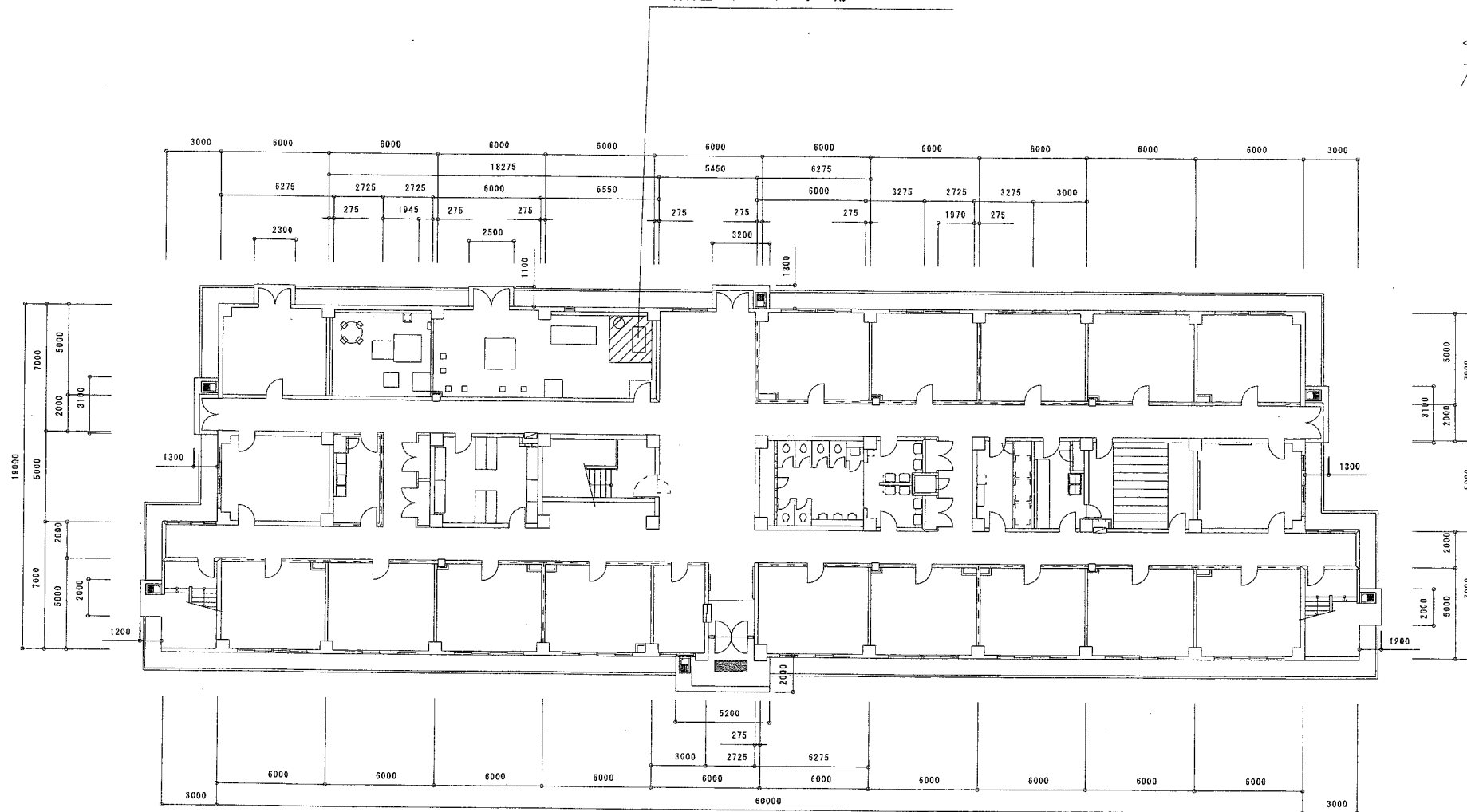
フローメーター及び制御盤の交換

使用材料 (同等品以上でも可)

・フローメーター FA2-40×1台

・制御盤 フローメーター用

N



162号建物1階平面図 S=1:4500



警衛所移報整備

使用材料（同等品以上でも可）

- ・PE絶縁ビニルケーブルCPEV-SS 1.2-2C 308m
- ・コンクリート柱用自在バンド×10個
- ・メッセンジャー用引き止め金具等部材×1式

警衛所移報整備詳細図 S=1 : 4500